

平成20年第1回埼玉県後期高齢者  
医療広域連合議会臨時会 議案

平成20年7月18日開会



## 議 案 目 次

議案第10号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・ 1
議案第11号	平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・別冊
議案第12号	埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について・・ 5



## 議案第10号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年7月18日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健 治

### 提案理由

平成20年度において所得の少ない被保険者に係る保険料の賦課額の軽減等を実施するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。



埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「、第15条又は附則第8条」を「若しくは第15条又は附則第8条、附則第10条、附則第11条若しくは附則第12条」とし、同条中「被保険者均等割額」とあるのは、「被保険者均等割額又は所得割額」に改める。

附則に次の3条を加える。

（平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第10条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）

第11条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第2項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に3を乗じて得た額とする。

（平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第12条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して課する前2条の規定により算定した保険料の賦課額（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第13条の規定により月割をもって算定した額）から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、施行令附則第12条第3項の規定により徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3

を乗じて得た額（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第13条の規定に準じて月割をもって算定した額）を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満であるときは、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は、前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。



議案第12号

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について  
埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に次の者を選任することについて同意  
を求める。

埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸941番地5

小 沢 信 義

昭和18年12月8日生

平成20年7月18日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に小沢信義氏を選任することについて  
同意を得たいので、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、  
この案を提出する。

